

めには宿舎に就て休息する間も油斷をすることなく、いざ鎌倉と云へば暗中手捜りで武装を整へ得るやうに身廻りを片附けて休むことが肝要である、又舍營のときには先づ第一に宿舎の出入口を確に覺えて置く心掛が大切である、之と同じ意味に於て便所の位置を確むることも教養ある人の嗜の一つである、此等の心掛は單に軍事行動に肝要であるばかりでなく不時の天災地變に處する平素の嗜として各人の心得へ且實行すべき事柄である。

以下學生生徒諸子に最も心要である露營に就て説明する。

元來露營地は陣中に於ては軍事上の見地より自然に其位置が定まるものである、然し戰術上の顧慮の少いとき殊に學生生徒諸子の野外に於て行ふ露營に於ては休養及衛生上の顧慮に重きを置いて其位置を選ぶことが必要である、之がため左の要

件を備ふるを肝要とする。

一、乾燥せる土地であつて濕地ならざること、之かため低い處の草地は不適當であつて、稍高い處が適當である。

二、雨露を遮き得る地物のあること、之かため枝の繁つて居る森林は適當である。

三、風を遮り得ること、之かため風向に反する斜面が適當である。

四、飲料水を得るに便なること。

五、露營地への出入に便なること。

六、燃料等の調辨困難ならざること。

右の如き諸要件を悉く具へて居る場所は稀であるが、緩傾斜地にある枝の繁つた喬木の森林であつて下草等の甚しく繁茂して居らぬ處は概して良好なる露營地である、此の如き場所

は露營火を上空に對して置すためにも適當である。

露營に於ては公徳を重んじ公衆衛生を尊ぶ心掛が肝要である、非衛生的な露營は病氣を流し非常の災害を招くものである、之がためには露營地を不潔ならしめの注意が第一であつて用便、炊事等は必ず所定の場所に於て行はねばならぬ、僅かの勞を厭ふて手近の場所に勝手に放尿するやうなことは規律を棄り、公徳を破り、公衆衛生を害するもので教養あるもののなすべき行為でない、次に露營に於ては燈火の不十分であることが常であるから物品を失はぬ注意が必要である、不注意で一旦物品を見失ふと後から發見することは殆んど絶望である、露營火にて物品を焼け焦さぬ注意も大切である、注意に原因して天幕を焼くのは未しも前後不覺に熟睡中被服に火が附いて大火傷をするやうな失態も往々生ずるものであ

る、寒いために天幕を密閉して中で炭火を燃やすと炭酸瓦斯中毒の危険があるから大に注意すべきである、露營火をなるべく上空に對して置すことも飛行機の發達せる今日緊要なる注意である、凡そ露營火は夜間爆撃を試むる敵飛行機に對し最も著明な目標となるのみならず、地上よりも遠方より眺めて敵情偵知の端緒となるものである、翌朝露營を撤して出發するときは物品を失はぬやうに十分注意して天幕を撤收し、後に火事を起さぬやうに火氣を十分に消し且跡始末を最も丁寧に所謂「飛ぶ鳥は跡を濁さぬ」覺悟が必要である。

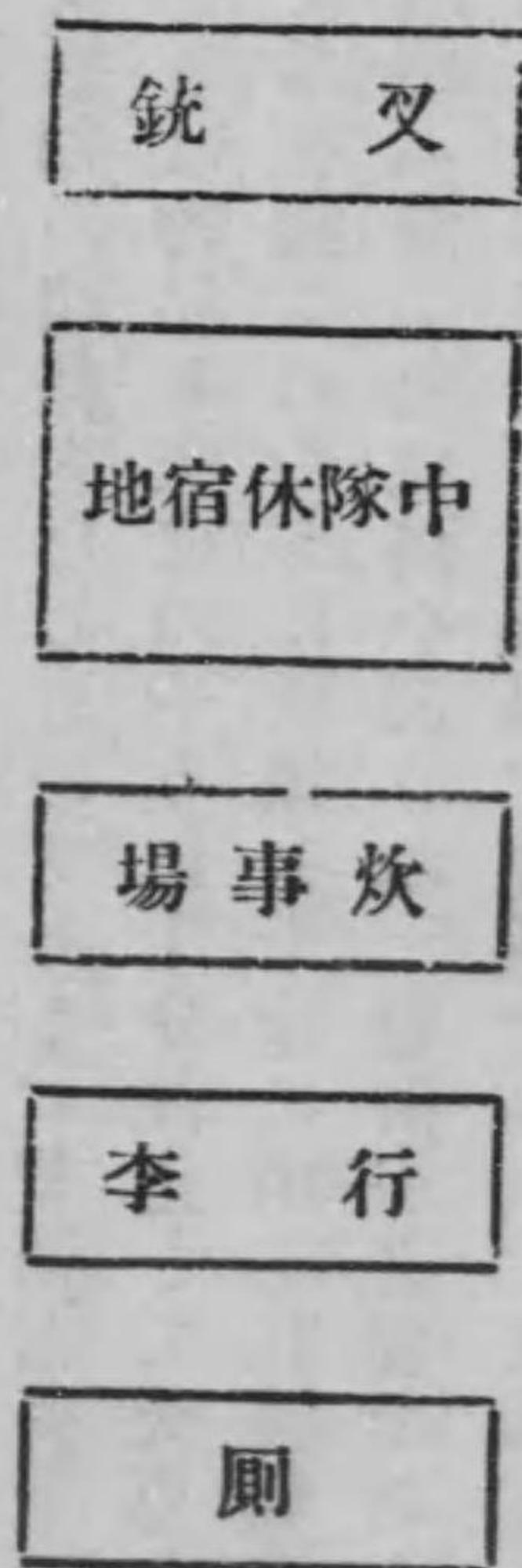
露營地には休宿地、炊事場、便所を區別して設備し殊に便所は離れた場所に設け又要すれば排水溝を掘る必要がある、歩兵一大隊が露營するときの露營の配置の一例は左の挿圖第四十四の通であるが必しも此配置に拘泥することなく地形に適



するやうに配置することが大切である。

五七四

(挿圖第四十四) 步兵大隊露營配備の一例



軍用携帯天幕は露營に使用して非常に便利なものである、其張り方は種々あるが二十四枚を継いで約四十人分のものを作れるが一番便利であつて且天幕を經濟的に使用する方法である左に其數例を圖示する。

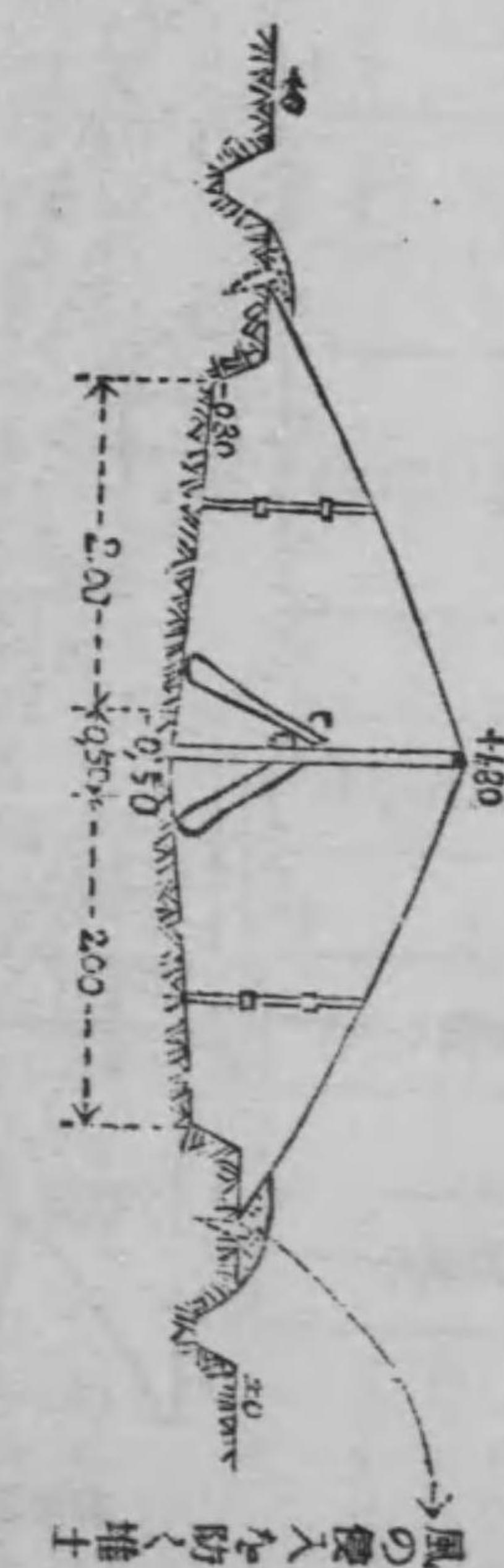
第44図
天幕の構成
及使用法

合幕用人十四の通書 (五十四第圖挿)
木模用應

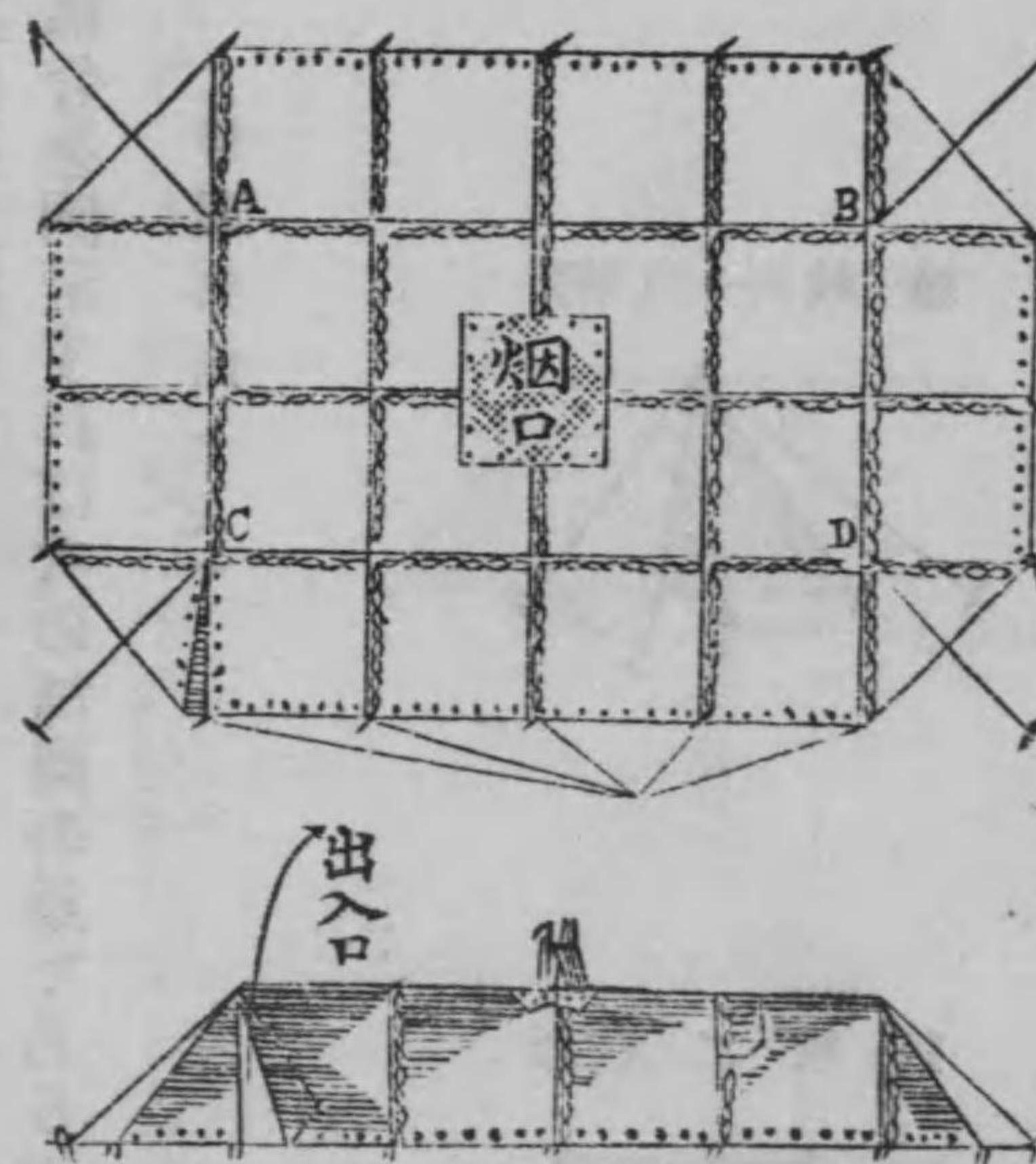


五七五

舎幕るなり作てげ下り掘を地土てしと用中定 (六十四第圖捕)



(捕圖四十七) 寒中用として雪中等に設くる幕舎の一例



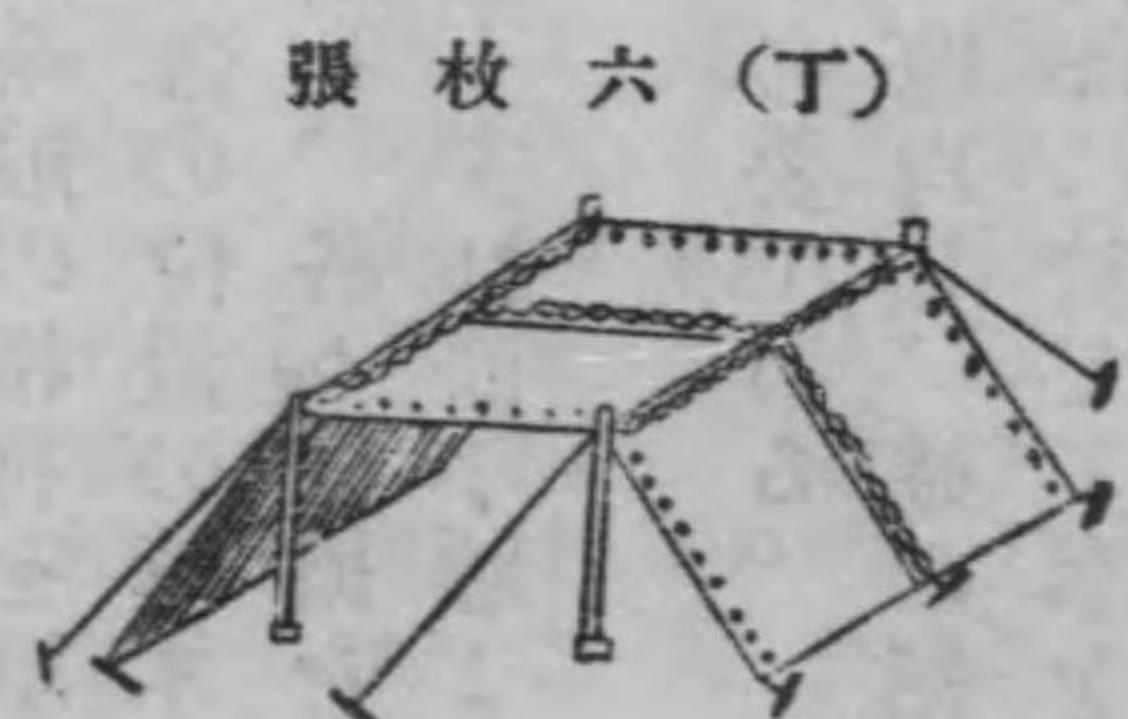
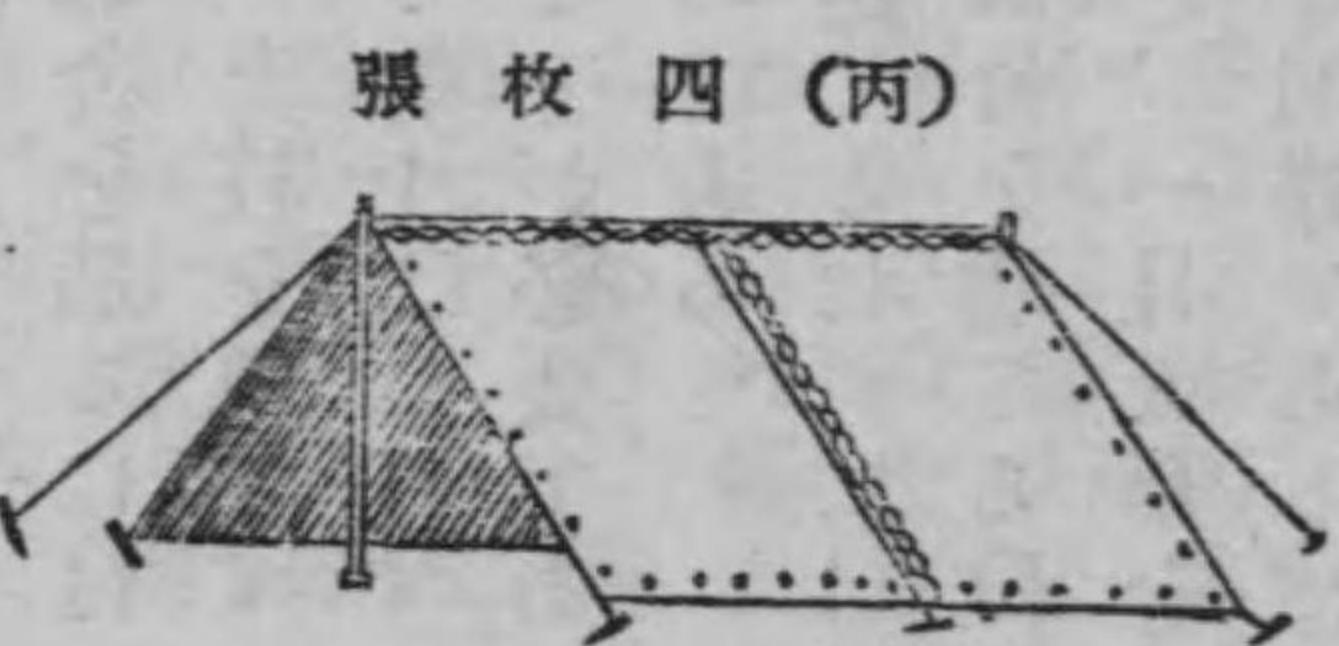
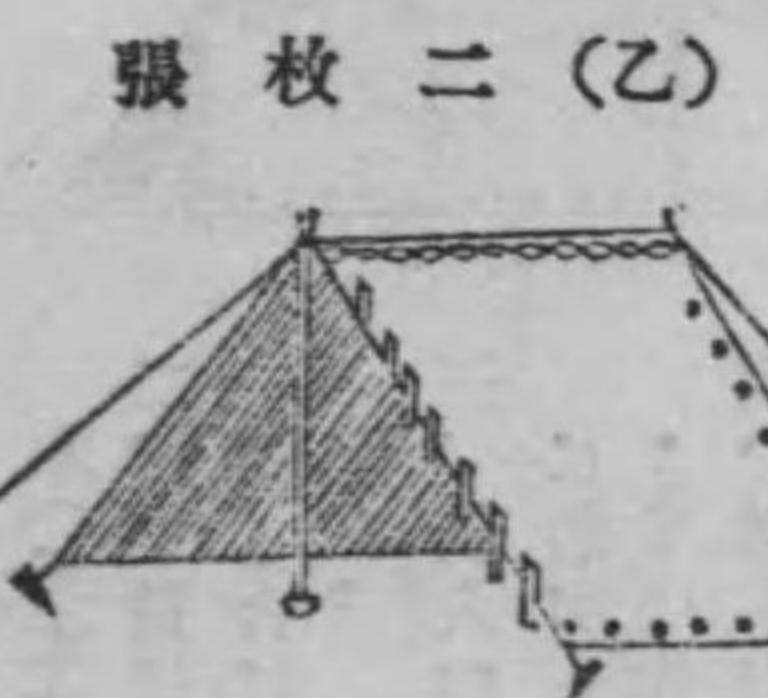
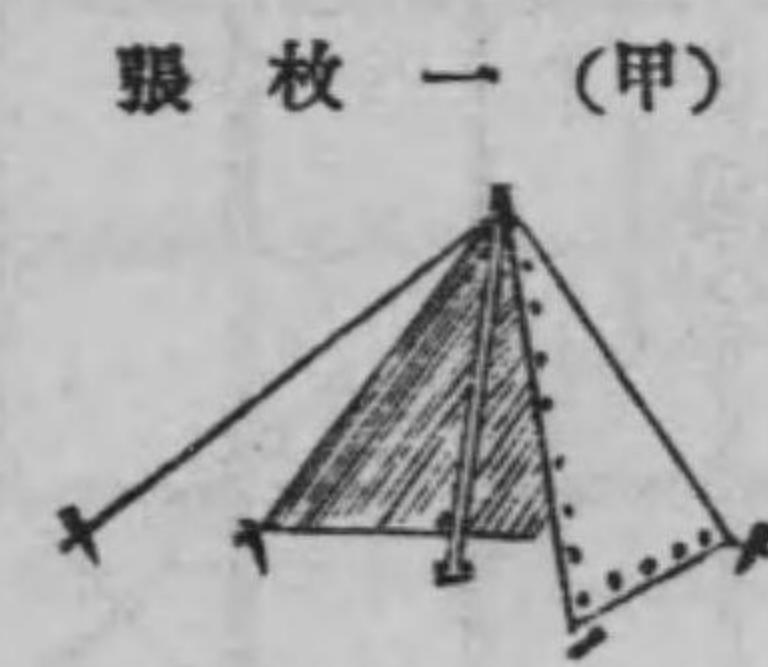
- 一、天幕二十四枚と支柱八本(三本繩)を用ふ。
- 二、烟口は其部分の天幕を纏き合はさず折返へして作る。
- 三、出入口は風向と反対側に設け其部分を纏き合はさすに作る。
- 四、雪を以て天幕の四周を掩ひ踏み固むるを可とす
- 五、幕舎を設くる前豫め雪を除くを可とするも大雪のときは必ずも全部の雪を除く必要なく踏み固むることあり。

(此張方は寒中に限らず支柱となすべき應用材料のなき場合にも應用す)

其他少人數のため、一枚、二枚、四枚又は六枚を繼いで造る幕舎を例示すれば次の挿圖の通である。

(挿圖第四十八)

五七八



八枚、十二枚、又は十六枚を以ても右の例に準して造れば人數に應じて手頃のものが出来る、凡そ小人數用の幕舎を澤山造るよりも、なるべく纏つたものを造る方が便利であつて且

五七九

天幕を有利に使用することが出来る、例へば四十人が各自一枚づゝの天幕を携へて居るものとして二十四枚あれば四十人用の幕舎が出来るから、残りの十六枚を敷物等に使用が出来るが如き之である。

大型の幕舎を造るには一名の者が全般の指揮を取り、天幕を繼ぐ者、支柱を準備する者、及幕舎の位置の草木を除き且地均をする等土工に任する者に區別し、各々分擔を定めて整然と行ふことが必要である、此の如くすれば手順よく早く出来上るものである。

幕舎を建てるためには次の注意が必要である。

一、幕舎を建てる位置には豫め地均し、爐の掘開等をなすこと、一旦天幕を建てゝ後内部に於て工事をすることは頗る困難であるばかりでなく、時として折角建てた幕舎

を倒すことがある。

二、雨中又は雪の上にて天幕を繼き合はすときは天幕の内側を潤らさぬやうにすること、之れ天幕の内側に水氣のあるときは外部よりの水氣を通し易く、雨漏の原因となるからである、從て積雪上にて天幕を繼ぐときは必ず内側の方を上にして天幕を並べ雪の内側に著かぬやうにする注意が肝要である。

三、天幕は十分に張つて布面に垂味たるみの出來ぬやうに注意すること、雨天等に際してはたるみたる部分に水が溜つて雨漏を生ずるからである。

四、支柱の下には石又は瓦等を敷き支柱の土地に沈下せぬやうに注意すること。

五、控杭は十分打ち込み幕舎を堅固にすると共に突出して

居るため夜間控杭に躊躇倒れぬやうに注意すること、控綱には白い布片等を下げ綱に引懸かつて倒れぬやうに目印をすること。

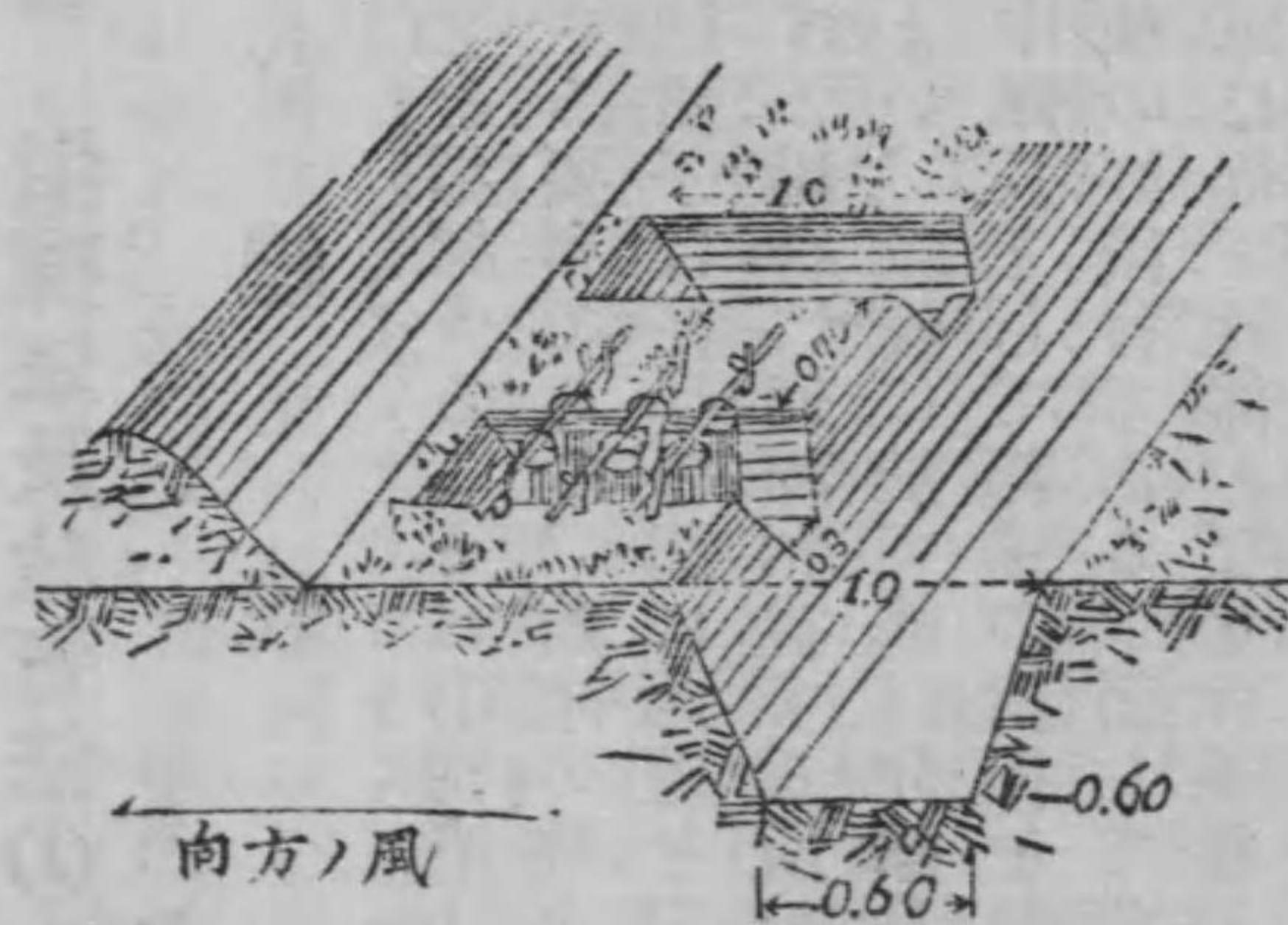
六、天幕を張る方向殊に出入口は風向を考へて之を決定し且換氣を十分にすること。

軍用の飯盒は「アルミニニューム」製であつて其大きさは二食分を容れ得るやうに出来て居る、又二食分（一食分米麥二合計四合）を同時に炊くことが出来る、飯盒の内側には中程と上縁の近くとに太く短かい線を刻してあるが下の線は二合、上の線は四合の飯を炊くときに適當なる水量を示すものである、即ち四合の飯を炊くときは磨いた米を四合容れた後、水を上の線の處迄容るればよい。副食物を容れる掛子は飯と同時に簡単な副食物を煮るにも用ひらるゝが米麥を量る樹にも便利

用せらるる、其一杯は二合である、飯盒の蓋は湯呑、汁椀、皿等の代用に供することが出来る、飯盒の釣手を組合はすときは三個の飯盒を片手で下げる事が出来、一人にて両手に計六個の飯盒を運ぶことが出来る。

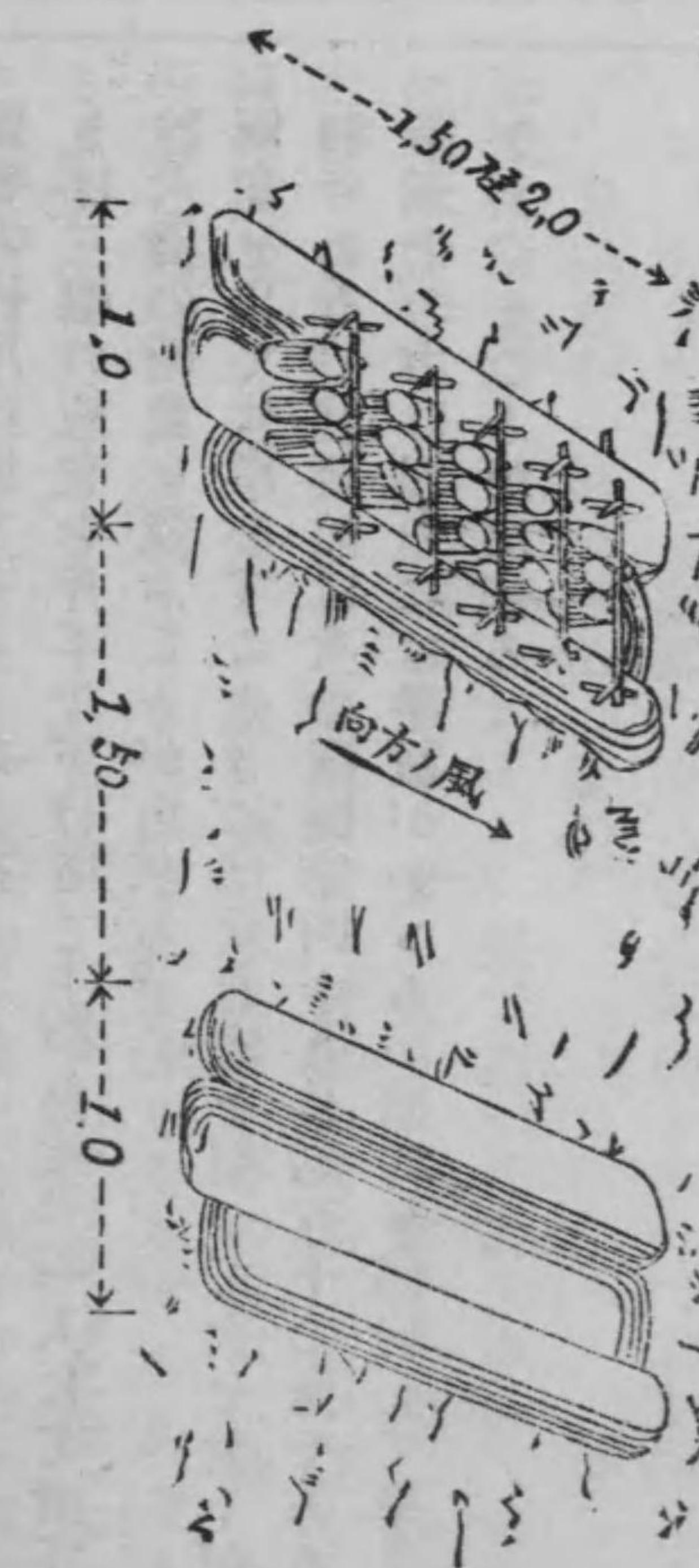
飯盒を以て炊事をするときには炊爨壕を掘つて火を焚くが便利である、其要領は次の挿圖第四十九及第五十の通であるが第五十の方は掘るには手数がかかるが燃料を節約して早く炊き上ぐることが出来る。

(十五第圖挿)
領要の露吹と壕露吹るな全完



五八五

領要の露吹と壕露吹るな全完
(六十四第圖挿)



五八四

第二篇 指揮法及教育法の一部

(助教、助手の動作)

第一章 總 説

衆人を率ひて之を指揮することは有識者として社會に立つため缺くべからざる要素である、將來の紳士、有識者を以て自任する學生生徒諸子は在學の間に此道を習ひ修めたならば社會に立て活動する場合に何程利益する所があるか、蓋し説明の必要があるまい、教練に於て或は分隊長となり或は小隊長となり果た亦中隊長として部隊の指揮を執ることは、誠に得難い指揮法演練の好機會である、而して此種の練習が一旦緩急あるとき、軍に從て幹部となり有識者としての務を盡すの素地をなすのである。

指揮と同様に人を教へ導くの道も亦有識者として是非心得置かねばならぬことであるが、教練間教官の助教助手として教育の一部に任することは即ち此道の一修養である。

各人が列兵として指揮を受け、教育せらるる立場にあるときは指揮又は教育法に就て無関心になり勝るものであつて、指揮又は教育に任する者の苦心を諒解し得ぬのが通常である、然し一旦指揮官となり、助教、助手となつて號令を執ることになると、大にまごつき、平常數十回數百回聽き慣れて居る號令一つ、口より出なくなるのが初心者の常である、又不慣の者は號令を掛けるに追はれ、何をなすべきやに惑ひ茫然自失し、指揮は柰れ、教育は不得要領に終ることが多い、要するに指揮法及教育法は見聞に依て習ひ得らるる學問でない、全く各人が各體験を積み、演練を重ねて上達し得る術である

勿論教練の諸課目は悉く見聞の學問でなく孰れも實行を本位とする術に相違ないが、指揮法及教育法は就中實地の體験に依てのみ上達し得ると云ふて過言でない。

斯く申せば指揮法及教育法は非常に難かしいもので、在學間の少い回數の演練を以て上達を期せられぬものであるかと云ふと決して斯様に悲觀するに及ばぬ、世間に於ては人を率ひ人を指揮するには人心收攬術とも申さうか、一種の魔術的の技能を要するが如く考へて居る者も少くないやうであるが、指揮は決して技巧的な術にあらずして全く指揮官其人の人格の反影、人格の耀として行はるものである、剛膽・沈靜、泰山眼前に崩るるも動せぬ心情は莊重なる態度となつて表はれ克く衆心を自己に引き附け、縱ひ下した號令が間違ふて居つても尙部下を自己の思ふ如く動かし得るものである、剛毅、

果敢、正義のためには千萬人を敵としても恐れぬ氣象は激測たる舉措、生氣に満ちたる言動となつて表はれ、如何なる難局に面しても克く逡巡する部下を驅て水火に赴かしめ得るものである、教育も亦教育者の人格を背景として行はるべきものであつて、被教育者を善導せんとする熱烈なる誠意の發露は、被教育者をして渾然として教育者的人格に同化せしめ、克く自己の欲するが如く教養し得るのである、要するに指揮及教育は之に從ふ者の心の奥底より發する人格の耀がなければ如何に其術が巧みであつても其指揮又は教育には權威がない、縱ひ其術が拙であつても其奥に潜むて居る人格の逆があるならば、指揮も行はれ教育も徹底するものである、此の如く考ふれば指揮及教育法の修得は平素人格を磨くことが基礎であつて、教練に於て指揮官となり、助教、助手となること

は平素の修養を實地に試むる好機會に外ならぬ、此好機會に於て心を茲に置いて熱誠に從事し、實際に指揮、教育の困難を體験したならば縱ひ回數は少くとも指揮、教育に必要な形上の要素は確かに修養し得るに相違ない。而して列兵として動作するときに於ても常に指揮官、又は助教、助手の動作に注意し自分であつたならば此際如何に動作するかを考察するときは技能の上達に資し、頗る有益である、從て列兵としても單に受動的に動作することなく併せて指揮官となり、助教、助手となつた場合の修養をなさねばならぬ、然し其度を過ぎ指揮官、助教、助手に對し批判的行動をなすやうなことがあらば規律を紊乱教練の目的を害するに至るから心すべきである、要は心の裡にて修養を積み列兵として之を言動に表はすことを慎むに在る。

指揮と教育とは教練に於て相離るべからざる關係にあるものである、凡そ指揮の半面には必ず教育の意味が含まるる、指揮を執て部下が其意の如く動作が出來なければ注意を與へ、之を矯正し時として其動作を反復して自己の意の如くなしむべきである、之即ち教育である、若し部下の動作が意の如くならざるとき教育の意味を閑却して唯徒に叱責する等のことがあるならば部下は却て周章狼狽し或は悪感を懷いて指揮の成果が揚らない、又何等の矯正も加へず部下のなすが儘に放任したならば指揮は成立たない。教育に於ても被教育者を指揮するの意氣込を缺き、遠慮勝に注意を與ふるに止まつて自己の思ふ存分、徹底的に被教育者の動作を矯正し改善するの意氣がなかつたならば、同じ事を幾度繰返へしたとて動作の上達は期せられず、時間を空費して嫌氣を催ふすに過ぎな

い結果となる、要するに教練に於ける指揮法の演練は半面教育法の修業であり、教育法の練習は指揮法演練の一部である、従て指揮を主とした場合と、教育を主とした場合とに依て動作の上には差異のあるは當然であるが、指揮官としての心掛と助教、助手としての心掛には共通の點が多い、之を總稱して「幹部としての心得」と稱へるが適當であるかも知れん、今之を左に事項を分つて説明する。

一、率先躬行、活模範を示すこと。

人を率ゐんとせば自ら先頭に立て難局に膺り活模範を示すの必要なること今更喋々する迄もあるまい、亦人を教ゆるには自ら其道に熟達して好範例を示し之に倣はしむるの肝要なることも同様である、凡そ率先躬行は幹部としての基礎である、幹部たる者は

如何なる苦境に在ても泰然自若として苦しい様子を表はさぬ修養が必要であり、危険困難であればある程率先して危困難に投する覺悟が大切である、而して幹部としての率先躬行は部下のなすべき仕事に自ら手を下して模範を示しただけでは不十分である幹部としては列兵以上には寧ろ幹部としての多くの業務、列兵より以上範圍の廣く且重要な仕事を、遺憾なく遂行することが即ち部下に對する率先躬行になるのである例へば幹部として立派な射撃技倆を有し模範を示し得ることも必要であるが、夫れよりも

射撃指揮に熟練し目標、照尺の選定宜しきに適し部下の射撃伎倆を遺憾なく發揚し得る如く指揮することが幹部としての活模範である。

二、態度の嚴正なること。

態度の嚴正なることとも部下に對する一の活模範である、而して嚴正なる態度は人格の反影として外面に表はるるものであることを先に述べる通であるが、何人も初より此域に達し得るものでなく修養に俟たねばならぬ、指揮に慣れぬ者には何となく不安の情が顯はれ或は伏目勝になり或は必要もないのに無意識に屢々位置を動く等の落著かね動作が行はるものである、又號令を下す度に頭や手足を動かし、變な身振をする等のことが珍しくない、此等のつまらぬ

事柄が其人の固癖となつて幹部としての回敷を重ねた後も脱け難く、指揮の嚴肅を害することが多い、故に幹部となるの初より此事に注意し端正なる服装儼然たる姿勢、最も沈靜なる態度を以て部下に臨む心掛が必要である。

三、堅確なる意思、確乎たる自信力を以て部下に臨み、部下の氣を呑んで掛かること。

元來指揮は意思の問題である、又一面より云へば勇氣の問題である、指揮官は自己の意思を部下に強ふるものであるが其意思が鞏固でなければ威力に乏しく到底之を他人に強ふるだけの重味がない、又斯様の號令を下したならば間違じやあるまいか、或は此の如きことをしたならば他人に嗤はれはしまいか等

の疑惧の念があれば動作が優柔不斷となつて指揮の權威を欠くことになる、故に指揮に任するものは勇氣を振ひ起し縱ひ指揮官としてすることに間違があるても其全責任は一身に負ふと云ふ旺盛なる意氣込を以て自己の思ふ存分に部下を動かすことが大切である、此の如き意氣込を以て部下に對してこそ部下も幹部に信頼し其思ふ通りに働くものである、苟も部下に氣兼をし遠慮勝に動作するが如きことがあれば到底指揮は行はれない、固より學生生徒諸子は同窓の友が交々に幹部となり列兵となり動作するのであって固有の幹部と列兵との關係がないのであるが教練に際し一旦幹部となつたならば其間は必ず平素の私情を交へず儼然として容赦することなく自己の意

を僚友に強ふるの氣概がなければならぬ、又列兵となつたものは幹部となつた僚友の立場を考へ、喜んで命令に服し甘んじて犬馬の勞を執る雅量が肝要である、此の如くして交々に幹部となり列兵となり其境遇に應じて其身を遣ひ分けるこそ將來社會に立て公私の辨別を正しくし公務と私情との間に些少の混淆もせぬ眞の公民たる資質を備へ得るのである。

四、部下の心理状態を洞察し之に適應する如く方法を選むこと。

指揮及教育は幹部と部下の心が眞に一致し、無言の間に氣脈の相通するものあつて初めて能く効果の顯はあるものである、故に幹部としては常に部下の心理状態を明かにして之が機微に投することが肝要で

ある、此事は非常に難かしく熟練せねば中々言ふべくして行ひ難いことではあるが、幹部としては常に此事を念頭に置かねばならぬ、而して部下の動作が自己的の意の如くならぬときは或は部下が誤解をして居らぬか、或は幹部の要求が無理にして部下は到底之を充たし能はぬのであるか、果た亦部下の怠慢に因るかを考察し原因に應じて之に對する矯正策を取らねばならぬ、即ち誤解であれば誤解を起した原因は通常幹部の不行届にあるのであるから之を改めねばならぬ、要求が無理であらば之を再びせぬやうにしなければならぬ若し部下の怠慢であらば之を訓誡せねばならぬ、時として部下の心機を一轉する方法を講ずる事も注意力喚起上有効である、例へば數

六

回同じことを繰返へしても思ふやうに出來ぬときは場所と時とを換へて初より遣り直す如き之である。

五、意圖を明確に定め達すべき目的を適確に部下に示す事。
何をなすべきやを確實に定めず、慢然著手したならば何事と雖中途に挫折するものであるが、殊に指揮を行ふ場合に於て一定の目的なく唯其場凌きの處置を取つたならば前後矛盾撞著して支離滅裂に陥るものである、又部下として指揮官の要求することは何であるかが明瞭に判からぬ程迷惑のことはない、故に幹部として部下に臨むには必ず其意圖を明かにし確乎たる準據を立つることが肝要である、此の如くしてこそ縱ひ一時指揮し行はれぬことがあつても尙部下は獨斷を以て指揮官の思ふ通に動き得るもので

ある、就中稍複雑なることを課する場合には達すべき目的を明確に定め之に必要な細部の實行方法を部下に委かすことが適當である、指揮官の意圖が明確であり、部下が能く之を諒解して居れば、必ず所期の目的を達し得るものである。

六、言語は簡單にして明瞭なること、殊に號令は最も威厳に富み透徹すること。

言語は心情の發露として其適否は直に部下に反影するものである、意思が確定せず、半信半疑を以て事に從ふ幹部の言語は必ず冗長にして曖昧なることが常である、故に前に述べた如く確乎たる意思を定むると共に之を表はす言語は最も簡單にして明瞭なることが必要である、不慣の者の意思の發表は部下に

不必要なることをくどくどしく述べて肝甚の達すべき目的を曖昧ならしむることが多い、幹部として部下に對する言語は先づ達すべき目的を嚴正に述べ尙必要があるならば此目的を達するに必要な注意若くば簡単なる理由を附加へるに止むべきである、（但し命令は絶対の權威があるもので之に理由を附加へることは嚴禁である）而して達すべき目的と之に附加する事柄との間には判然たる輕重を附する注意が必要である、又附加する事柄が冗長となつて肝甚の要點を没却することのないやうに注意せねばならぬ。

凡そ指揮の極致は幹部と部下との間に氣脈相通じて以心傳心的に指揮の行はることを理想とする、部

下は指揮官の眼光を見て其意圖を察知し得る程になることが望ましい、故に勉めて言葉數を少くし簡単なる手足の一舉一動に依て意思を通ずることに習熟することが希望する所である、劍電彈雨、耳を劈く砲聲裡に在て指揮を完うするには此方法に依るの外がない、殊に現時戰場に用ひらるる悶のある毒瓦斯中に於ては一言だも發することは不可能であるから無聲を以て指揮することに習熟することが不可能であるから云ふて然るべきである。

教育に於ても言葉を以て矯正するよりは技を示して之に倣はしむるを有利とする場合が少くない、要するに幹部としてはなるべく言葉數を少くし、明瞭に且平易に意思を發表することに習熟する修養を肝要

とする。

號令は命令の最も單純化したものであつて、其一言一句は部下をして水火をも辭せしめざらしむる威力のあるものである、從て之を發唱するには態度を厳正にし明快の音調を以てせねばならぬ、號令は腹の底より發して底力があり惰夫をも奮起せしむるの威重を備ふることが肝要である、而して豫令は明瞭に長く、動令は活潑に短く發唱し、豫令と動令との間に準備するだけの時間を存せねばならぬ、此豫令と動令との間の時間はなすべき動作の難易、受令者の精神狀態等に依て差があつて其場合、場合に應じて修養を積むべきである、又號令を下す時機も大切な

ものであるが殊に行動間に一齊の動作を要求する號令を下す時機は練習を重ねて其機微の要領を習得すべきものである。

六、行動の活潑、機敏なること。

是亦幹部として部下に示す活模範の一である、幹部として位置の移動、命令、號令の語氣等には最も注意せねばならぬ、幹部の優柔なる動作は直に忽ち部下に反影して緩慢なる行動となつて表はるゝものである、然し機敏度を過ぐれば態度の莊重を害するに至る、注意すべきである。

七、賞罰の厳正適切なること。

學校の教練に於て交互に幹部となり列兵となる間に有形上の賞罰は存しない、然し列兵の動作が良く出

來た場合に之に賞詞を與へ、怠慢の動作を發見した時に之に訓誡を與ふるは幹部としての義務である、之即ち賞罰の行為であつて其無形上の效果は有形的の賞罰より有效である、而して賞すべからざるに賞し罰すべからざるに罰する如きことがあれば幹部としての威嚴を失する、又賞罰には必ず簡単なる理由を附加して何故に賞し何故に罰したかを明かにせねばならぬ、之れ改善進歩を促がす道である、又概括的に「何々の動作は概して可なり」等云ふことは慎まねばならぬ、苟も幹部として部下の動作を監視したならば其點を指摘して改善進歩を促がすは當然の義務であつて、其點を看過して漫然「概して可なり」

等賞詞を與ふるは不親切と云ふて然るべきである、又賞罰は賞罰すべき事柄の起つた直後に之を行はねば效力が少ない。
惡例を挙げて他を誠むるよりは好例を求めて之に倣はしむる方が效果が多い。

第一章 指揮法

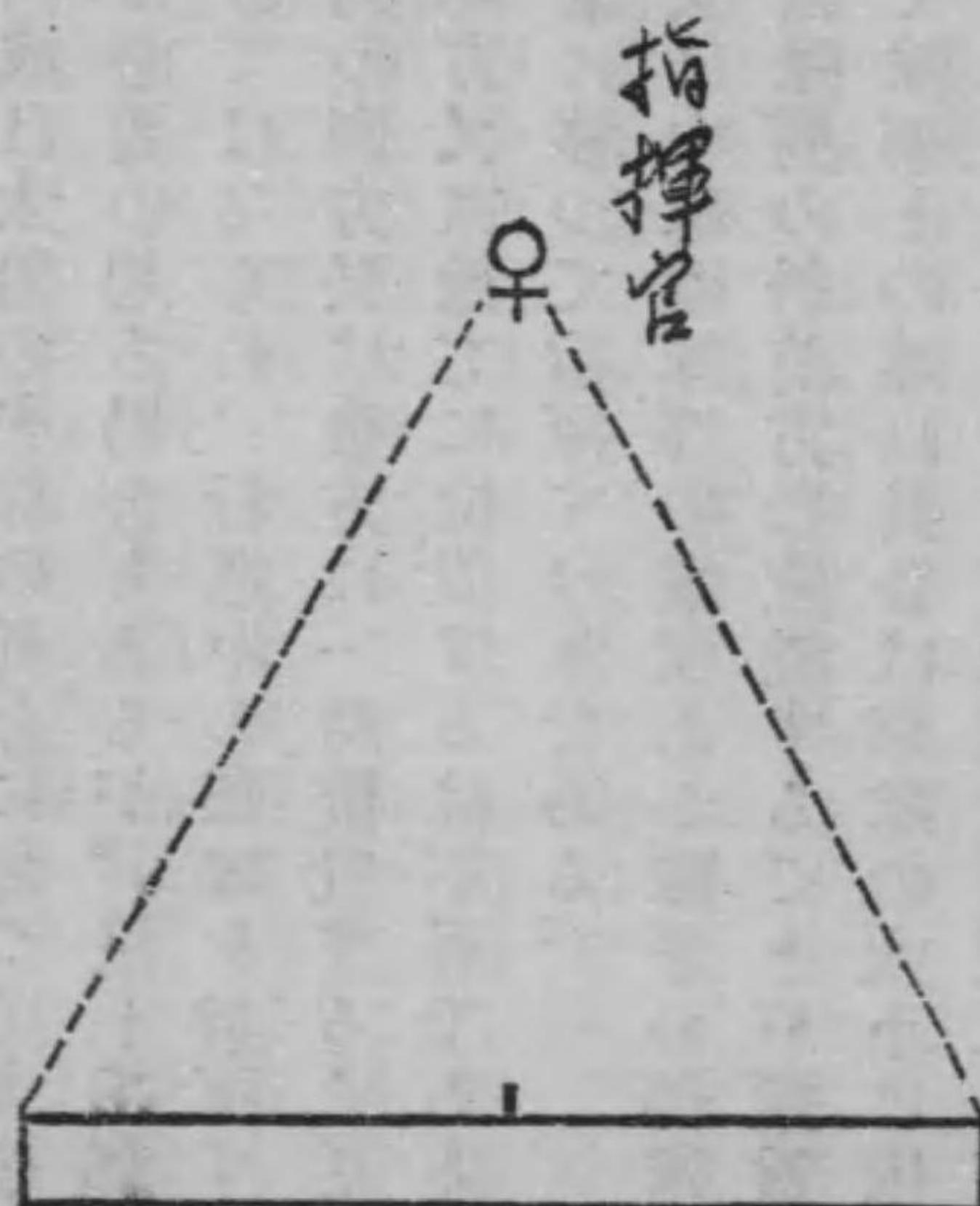
部隊を指揮するため注意すべき事項を説明すれば次の通りである。

一、位置の選定 指揮官として指揮の徹底を圖るためにには其位置を選ぶことに多大の注意を拂はねばならぬ、即ち部下全般の監視が行届き且號令の能く徹底する所に位置することが必要である、横隊にある密集部

隊を指揮するには隊の正面前に於て部隊を底邊とする正三角形の頂點が此要求を充たすに適するものである。(挙圖第五十一参照)

(一十五第圖挙)

るす指揮を隊部るあに隊横
例一の置位の官指揮指めた



又風の方向或は太陽の光線の具合に従つて多少其位置を換へる必要の起る場合もあるが、決して部隊に近寄り過ぎてはならぬ、行進中の部隊を指揮するためには隊列の側方又は後方に一時位置することもあるが永く側方又は後方に位置するは不可である、速に隊列の前に移つて指揮すべきである。

側面縦隊又は中隊縦隊等の縦深ある隊形の部隊を指揮するには隊列の斜前方に位置することが適當である、而して隊列との離れ具合は部隊の大小に依て差があるが孰れの場合に於ても隊列に接近し過ぎぬやうに注意せねばならぬ。

戦闘指揮に方ては以上述べた趣旨を守る外次の事を考へて位置を選ばねばならぬ。

- 1 彼我の情況を能く視察し得ること。
- 2 號令、命令の徹底に便なること。
- 3 上級者及比隣部隊の指揮官と連絡に便なること
- 4 危險困難の情況に際し率先勇敢なる模範を示し部下を精勵するに當すること。

右の諸要件を悉く充たす位置は殆んどないものであつて其場合の情況に應じ孰れに重きを置くべきかを考へて決定せねばならぬ、又分隊長たると、小隊長たると果た亦中隊長たると依て其責務に差異があり、戦闘指揮の要領も異なること第一篇に於て説明した通であつて、階級に從て其位置も變はるものである、概して云へば下級者程第一線に近く位置して部下に範を示し之を督勵するの必要が多く、上級者

は他になすべき多くの業務があるから餘り第一線に近く位置することが許されぬ、若し上級者にして過度に第一線に近く位置するときは其方面の狭い範圍だけの情況に捉へられて全般の指揮に手抜かりの出来るものである、然し突撃に方り上級者が率先先頭に立て志氣を鼓舞することは千百萬の援兵にも代へ難い效果を收むるものである。

二、部下の掌握 部下全般を自分の手の裡に握て居ることは、思ふ通に部下を動かすための基礎である、如何に適切なる處置をしやうとしても部下を思ふ通に動かすことが出来ぬならば其處置は畫餅に期する。部下を掌握する手段は數限りなきものであつて各人の人格の反影と才略とに待つものが多いが二三實行し

易いことを擧ぐれば次の通りである。

1 部隊が整列し「氣を著け」の號令を下したならば次の行動を始める前に必ず指揮官は儼然たる態度を以て部下全般の眼眸を一通見渡たし、以て部下の心機を觀察し部下の精神を指揮官の一身に引著けることが大切である、此間靈氣相通ずとも申さうか、指揮官と部下との間、言葉を以て言ひ表はし得ぬ上下の結合が出来るものである。

2 列兵を呼ぶには勉めて番號を以てせず姓名を呼ぶことが大切である、人情の自然として番號を以て呼ぶるゝときは感じが軽いが、姓名を呼ぶるゝときは深い感動を起すものである、之がた

めには早く姓名を覺ゆることが指揮官として極めて必要なことである。

3 絶えず部下全般の状態に注意し戦闘熾烈の間においても部下の人員を調べる等の方法を講じ以て離散を防ぐことが大切である、此種の注意は夜間行動に於て特に必要である、又部下を他に派遣するときには必ず指揮官との連絡の方法に就て注意を與へ且孰れの地點、孰れの時機に於て復歸すべきかを明示することが肝要である。

又行動の一段落となるときは其度毎に人員を調べ武裝の整否を確認することを忘れてはならぬ。

4 戰闘教練の後又は野外に於ける劇動後嚴肅なる密集教練を行ふは部下掌握の有效なる手段である。

三、上級指揮官及友軍との連絡

指揮官として部下を掌握するの必要なることは上下孰れの階級を問はず極めて緊要なことである、從て下級の指揮官と連絡し絶えず上級指揮官の掌握裡にあることは當然の義務である、此の如くして上級指揮官をして部下の状況に通せしめ且自己の知りたる敵情地形等を絶えず報告することは我軍全般の指揮を良好ならしむる基礎である、之と同様友軍と連絡を密にすることも肝要であつて、之に依て全般の情況を明かにし自己部隊の指揮を良好ならしめ得るものである、凡そ連絡の確實を期するには指揮官の位置選定、通信法の完備等に注意を拂はねばならぬ。

四、敵情を熟知し地形に通曉するの必要

確實に部下を掌握し上下左右の連絡を確實にすることは孫子の所謂「知_レ己」ことに當るのであるが、戦勝の一要素たる「知_レ彼」こと即ち敵を知ることは亦大切なことである、而して敵情と共に兵の運用に多大の影響を及ぼす地形を明かにすることも閑却してならぬ、敵情、地形を知るため指揮官自ら其位置に於て視察することが最も好都合であるが、指揮官の位置は必しも此要件に適するとは限らぬから補助者を使用して附近の展望に適する所に上げ、或は斥候を派遣し指揮官の視察の及ばぬ所を補はしむることが必要である、敵情地形の候察は一時も中絶してはならぬ、戦鬪指揮に熱中すれば動々もすれば此事が

閑却せられ勝になるから絶えず注意せねばならぬ、而して其知り得たる結果は機を失せず上級指揮官に報告し友軍に通報すべきである。

五、友軍との連繫 戰鬪指揮に於ては自己の部隊を巧に運用するだけでは不十分であつて、必ず自己の部隊の行動を友軍の行動に調和させねばならぬ、而して自己の部隊の適當なる行動を以て友軍を有利の形勢に導き、又友軍の収めたる成果を巧に利用するの著意が肝要である、斯くしてこそ全軍の勝利を占め得るものである。

六、當面の局部的 情況に捉はれず全般の 情況を達觀して處置するの必要 下級指揮官は兎角其見聞する範圍が狭く動々もすれば眼前の 情況に捉はれて大局を逸し

易いものである、戦闘指揮間常に心を茲に置き全般の情況を達觀し、要すれば自ら犠牲となつて全軍の利益を圖る舉に出でねばならぬ。

七、確乎不拔の決心と情況の變化に處する臨機應變の必要物事を成し遂げるには何事によらず、初に達すべき目的を定め、一旦決心したことは飽迄敢行する勇氣と堅忍の氣象が必要である、此事は死生を爭ふ戦闘指揮に於て緊要無二の要素と云ふて然るべきである。然し情況の變化は測り難いものであつて、最初に豫期した情況と全く異つた境遇に陥る事が少くない、此際策の施こすべきなく唯自然の推移に任かすのみであつたならば自滅を招くものである、宜しく適時應變の途を取り窮地を脱して初めに確立した目的を

達成することに努力せねばならぬ、最初確定した目的の把持と云ふこと、臨機應變の策と云ふことは一見矛盾するが如き感があるけれども決してそうではない、臨機應變の策は何處迄も目的を達せんがために取る手段に過ぎない、此區別を能く辨へ確乎不拔の決心を以て指揮を執ると共に固陋に陥らす情況の變化に應する妙策を案出する才略が必要である。

八、常に機先を制し先制の利を占むるの必要 何事に依らず常に先手を打つの有利なることは人の能く知る處である、敵と對して勝敗を争ふに方ては此心掛けが特に大切である、機先を制すれば敵に與ふる精神的打撃が大であつて敵を狼狽させることが多いから其後の處置は我思ふ通に行はるものである、要務

綱領第七に此事に就て「敵ノ意表ニ出ツルハ敵ヲ制シ勝ヲ得ルノ要道ナリ、故ニ旺盛ナル企圖心ト追隨ヲ許ササルノ副意トヲ以テ敵ニ臨ミ全軍相戒メテ嚴ニ我軍ノ企圖ヲ秘匿シ疾風迅雷敵ヲシテ之ニ對應スルノ策ナカラシムルコト緊要ナリ」と述べてある、此數行は機先を制するの必要と之に對する心得とを説いて餘蘊なしと信ずる。

之に反して敵に機先を制せられ不意に乗せられぬためには警戒を嚴にし常に敵に應するの準備にあることが必要である。

凡そ機先を制せんとしたならば指揮官として常に考を先に馳せ一手先に處置を講ずる事が必要である。九、獨斷專行 此事に就ては既に各所に於て述べた通、現

十、部下に能く情況及指揮官の意圖を知らしむる必要
今の戰闘に於ては一兵卒と雖も獨斷專行を要する事が頗る多いのであるが、苟も指揮官として一部隊の運用に任する以上一層獨斷專行の必要なること申迄もあるまい。

十一、部下に能く情況及指揮官の意圖を知らしむる必要
部下をして適當なる獨斷專行をなさしめんとするならば能く情況を知らしめ、指揮官の意圖を理解せしむるの肝要なること申迄もない、殊に上級指揮官は下級指揮官に對して此種の注意が必要である、故に最初に十分示し置くは勿論苟も機會ある毎に情況を通告することを閑却してはならぬ。

十二、部下の愛憎 指揮官は部下をして無益の損害を受けしめ又は徒勞をなさしめざることに細心の注意をな

さねばならぬ、戦場に於ける地形の利用、隊形の選擇は此趣旨に基くべきであり、部隊の運用に方ては歩度の選擇等に注意せねばならぬ、軍隊に於て衛生給養等に多大の注意を拂ふも之亦兵力愛惜のためである、然し誤解のあつてならぬことは、必要の際大に働くせんがために愛惜するのであつて、骨惜みのために愛惜するのでないことである、姑息の愛に依り時と所を誤まり愛惜すべからざるときに愛惜する如きことがあつたならば由々しき大事である。

以上十一項に亘り述べた事項の外指揮官とし最も戒めなければならぬことが二つある、夫は無爲と遲疑である、要務令綱領第六に「爲ササルト遲疑スルトハ指揮官ノ最エ戒ムヘキ所トス是レ此兩者ハ軍隊ヲ危殆ニ陥ルルコト其方法ヲ誤ルヨリ

モ更ニ甚タシキモノアレハナリ」と述べてあるのに依て明かである、而して指揮官として攻撃、防禦孰れの決心を探るやに惑ふ情況に會したとき其孰れに決すべきや、「斷じて行へば鬼神も之を避く」と云ふ格言は此問題を解く唯一の鍵である、斷乎として攻撃に決心すべきである。

附記 操典に定められる指揮に用ふる記號は次の通である。

- 前進 片手を高く擧げ次で之を其進むべき方向に伸ばす。
- 停止 片手を高く擧げ直に之を下ろす。
- 駆歩 前進の記號を迅速に數回反復す。
- 散開 兩手を左右に肩の高さに擧ぐ。
- 武器を以て行ふ場合も之に準して行ひ、號令と併せ行ふも便利のことがある。

第三章 助教、助手の動作

助教、助手の動作は教育法の一部である、元來教育法と云へば教練の進度、教材の配當、實施すべき場所、時間の決定等計畫に屬する事項と、教練の實施に屬する事項とを含むものであるが、計畫事項は悉く教官の擔任する所であり、實施に於ても實施の順序、課目の變換、特に教育して達すべき主要目的等は教官が之を規定するものであるから、助教、助手の動作としては手を下して教官の意圖に適する如く列兵を教へ導くことに限らるゝのである、然し助教、助手は親しく手を下して直接被教育者を教へ導き感化を及ぼすものであるから、其動作の適否は教育の成果を直接左右するものである、又教官より其都度、教育のため取るべき隊形、方法、特に注意す

べき點等を指示せらるゝことがあつても、其指示せられたる範圍内に於て各自が獨創、工夫すべき餘地も中々廣いものである、殊に助教、助手が教育に熟達することゝなれば教官の指示すべき事項も少くなつて、教官としては細部の心配が省かれ要點に主力を注ぐことも出来る、助教、助手としては自由手腕を振つて倍々教育の成果を揚げることが出来る、此の如く助教、助手の動作は甚だ大切なものであるから、軍隊に於て助教、助手の任に膺る下士、上等兵の教育に力を用ひ精良なる下級幹部を得ることに努力するのである、學生生徒諸子が低學年より交互に助教、助手の動作を習ふ趣旨は一は先に述べた如く社會に立て人を教へ導く道を學び一は軍に従つて精良なる幹部たり得んがためである。

助教と助手は其名の異なる如く其任務に差があるものである、

助教は直接教官に屬して自己の擔任する人數の教育の全責任を負ふものであつて、助手は即ち助教の手助けとして助教の教官として助教、助手を使用するときに、單に助教のみに必要な指示を與へて助教をして自由に助手を使用せざる場合と教官が直接助手の擔任すべき事項をも指示する場合とがあるが、後の場合には一見助手は助教の使用範圍外にあるやうであるが、助手は飽迄も助教の手足であつて、教官の指示は助教が助手を使用するための「ヒント」を與ふるに過ぎない性質のものである、從て助教としては教官が助手に與へた指示に基いて更に其場合、場合に應ずる細部の注意を與ふることが必要であつて、且助手の動作が教官の與へた指示、及自己の意圖に合するや否やを監視する責任がある、決して助手の

なすが儘に放任することは許されぬ。

以下助教、助手を通じて教育上必要なる注意を述べる。

- 一、教育すべき課目の目的、精神を諒解し、又同一課目に就ても其動作の内容に於ける輕重、要否を辨別すること此件に就ては別に説明を必要とせぬであらうが、教育すべき課目の目的精神を知らねば教育の精神は全く没却せらるる、各課目の目的精神に就ては已に詳述した通であり又實施に臨むて特に教官より補足説明せらるることもあらう、同一課目に就ても其内容には輕重を異にして居る處があること各課目に就て説明した通である、此事を辨へずして漫然教育に從事したならば勞して功なく成果が揚らぬ、殊に教育には順序があり遂次積み上げて最後の大成を期する

ものであるから實施の都度教官より示さるる要點の達成に意を用ふべきである、兎角未熟者には餘り重要でないが顯著に外面に表るる點にのみ気が著き最も重要な微細の點が閑却せられ易いものである、心すべきである。

二、動作の小局部に偏せず全般に著眼すること

或る一部の教育に熱中すると其部分のみに偏して全般の不調和を見逃がし易いものである、抑も全體の調和を基とした局部であるのであるから常に全般を観察することを疎にしてならぬ、例へば教官から特に動作の某一部を教育すべき指示があつたとしても必ず先づ全般の適否を確めて後局部に移るべきものである、之と同一の意味に於て停止間諸動作の教育

に於ては其基礎となるべき不動の姿勢を完全に矯正して後、特に教育すべき事項に移るべきである、又射撃の動作に就ては姿勢を完全に矯正して後、動作に着手すべきである。

三、動作を矯正するには順序を定め手落なきことに注意すること

教育を完全にするには矯正する順序を定め矯正漏のないやうに注意することが大切である、例へば不動の姿勢の矯正に於ては先づ全般を観察して精神の充實と全體の調和に注意し、次て足より初めて腰、肩頭の順序に逐次上に及ぼし局部を矯正するが如き之である、又矯正の順序は本より末に及ぼし一旦矯正したこと次の矯正に依て崩すことのないやうに注

意せねばならぬ。

六二八

四、位置の選定に注意すること

観察を正當にし矯正を周到にするためには助教、助手の位置を適當に選ぶことが大切である。全般を觀察し矯正に落度なからしむるためには決して被教育者に接近して位置してはならぬ、必ず全體を一目に視亘し得るやうに數歩離れて位置することが必要である、而して教育する課目と著眼すべき要點に應じて或は正面に位置し或は側方に位置し又は助教、助手相援けて正面と側面の兩方面より觀察する等の注意を要する。

助教、助手の位置に依て被教育者の動作を容易ならしむる注意も必要である、例へば發進に際して正面

五、課目に應じて隊形及場所を適當に選ぶこと

に位置し被教育者は助教又は助手に向て行進すれば自然に直行進になるやうにし或は斜行進に方て新に行進すべき方向に位置して自己を目標として行進すれば正しき斜行進になるやうにするが如き之が一例である。

隊形及場所は教官より示さることが多いが、示された範圍に於て各人を教育に適當なる場所に位置せしむることは助教の責任である、例へば小石等の多い土地或は小凸凹のある所に於ては右左向、後向或は伏射、膝射の動作は困難なものである、又滑る土地に於て駆歩は困難であり、太陽に面しては活眼を開くことが出來ぬ、故に多少なりとも此等の困難

六二九

を除くやうに各人の間隔、距離を加減し方向を換へ
或は行進間の動作であるならば動作の容易なる場所
を選びて行はしむる等、微細の注意を必要とする。
教官が隊形及場所を定むるには説明の徹底及監督に
便なる如く注意して之を示すものであるが、助教と
しては尙ほ教育者的情况に應じて或は説明のために
圓陣を作らせ、或は他班の號令に妨げられぬ位置を
選定する等周到なる注意を拂はねばならぬ。

六、矯正は表面に現はれたる動作に對して行ふに止まらず
其原因を探究して之を矯正すること

表面に現はれたることを外面的に矯正することは、
恰も痛みの根本を究めずして投擲し唯痛を止めるだ
けで却て病勢を進むるの害に陥ると同様、何程同じ

ことを繰返へしたとて到底根治は期せられず、進歩
を促がすことの出來ぬものである、必ず過失の因て
起る所を確め、原因に對して矯正を加へ根治を期せ
ねばならぬ、例へば不正の銃の擔ひ方を直すときには
其原因が肘の位置の不正か、手首の保ち方の不正か
銃全體の位置が不正かを確め其原因を直接矯正せね
ばならぬ、漫然と銃口右又は左或は銃口上、又は下
と唱へて形のみを矯正するものが往々あるが、此の
如くしては勞して効を收めぬものである。

七、説明又は矯正には言葉を少くし技を實示して之に倣は
しむるを主とすること

教練は見聞を以てする學問にあらずして實地の練習
を主とする技である、故に千萬言を費やして雄辯に

説明するよりも實地に模範を示して之に倣はしむることが良法である、勿論課目の目的、精神動作中の輕重、要否は言葉を以て説明する必要もあるが、之は主として教官の任であつて、助教助手としては活模範を示すことが主であつて之を補足するに數語を以てすれば十分である、此の如くして無益の時間を省き實働時間を多くし得るのである、又過失を矯正するにしても無言で自ら動作をして不正の動作から正しき動作に直すことを實地に示した方が言葉を以てするよりは簡単で有效である、例へば不正の銃の擔ひ方を矯正するには自ら夫れと同じ形に擔ひ之を正しくして見せる如き之である、又屢々同一の過失を犯すものに對しては一々之を述べるよりは、單に

「頭」「手」「右足」等と述べ各人の反省を促がすことがある。

八、被教育者の自習を勵行すること

助教、助手の各人を教育して居る間其他の者を無益に休ましめ置くことは不適當である、必ず教育する課目に關係あることを自習せしめ置くがよろしい、自習させるためにも特に注意すべきことを示せば一層效果が多い、又助教、助手が數回繰返へしても十分成績の上らぬものには特に其點に就て自習を命じ他の者を教育した後更に先に自習を命じた者を點検し上達すれば賞詞を與へる等の方法は各人の發奮を促がし自習を勵行するに有效である。

九、注意は言ひ放しとせず必ず實行に表はさしむること、

又矯正の時機を失せざること

過失を發見して矯正の注意を與へたならば之を言ひ放しとせず必ず之を實行に表はさしめ、要すれば助教、助手の思ふ存分出來る迄數回繰返へして復行させる熱心が必要である、又過失を犯した後時間を経て之を矯正したとて效果が薄い、必ず過失を犯しつゝある間又は其直後に矯正せねばならぬ、良く出來て賞詞を與ふる場合に於ても同様である。

十、無益に時間を費やさぬやうに手順をよくすること

先に述べた觀察の順序を適當に定むること及言葉を少くすることは孰れも無益の時間を省くために必要のことであるが、尙一の課目より他の課目に移る際或は同一課目中に於ても停止より行進、行進より停

止等に方り無益の時間を費やさぬやうに深く注意せねばならぬ、之がため一の動作より他の動作に移る行動を機敏にすることが大切である、殊に學校に於ては教練に用ふる時間が極めて局限せられてあるから一層此注意が必要と信する。

十一、助教と助手の連携を良好ならしむること

助教としては助手を眞に其手足として十分に活動せしめねばならぬ、又助手は遺憾なく助教を補佐する覺悟が必要である、此の如く兩者一心同體となつて初めて教育が周密に行はれ成果が揚がるのである、助教が助手と手分けをするには主要なることを助教が担任し、從たることを助手に受持たすとか或は助教の担任することの準備又は復習となるべきことを

助手に受持たすとか、要するに助教が主となつて助手が之を補助するやうに分担すべきである、又課目に依ては一つの動作に關して助教、助手二人掛で一人は正面より一人は側面より協同して教育することもある、又時としては助教が特に不進歩と認むる數名を別に集め助手をして殊に念を入れて教育せしむることも一方法である、兎に角助教、助手の分担を適當にし其一人は活動するが他の者は手を拱いて見て居るとか、或は助教、助手が或る一人に對し争ふて口を出し被教育者が孰れに聽從すべきやに惑ふやうのこと生ぜぬやうにしなければならぬ。

行進間の動作の教育の如きに於ては特に助教、助手の連携を良くして互に妨害せぬやうに、又一つの動

作と次の動作の間に無益の時間を費やすぬやうに注意せねばならぬ。

第四篇 演習に關する心得

野外に於ける演習は平素の教練に於て修得した有形、無形の事柄の腕試しである、故に平素受けたる教訓を能く守り最も規律正しく、元氣よく教練に依て涵養せられたる諸徳をして十分に光彩を放たしめねばならぬ、諸演習中互に敵となり味方となり相対抗して行ふものは最も實戦に似た景況を示すものであるけれども、夫れとて實戦の如く危険悲惨の景況を現はし得るものでない、然し演習に於て、實敵に對抗し危険の情況に在ることを忘れ非實戦的の動作をしたならば、演習の効果は甚だ少いもので、寧ろ害を生ずることとなる、例へば

敵より射撃を被むる情況に於て身體を曝露して緩慢なる動作をなすが如きは非實戰的動作の甚しいものである、幹部たる者が敵火の下に取り得べからざる高い姿勢を保つ如きことは動々もすれば犯し易いことであるが、最も慎むべきことである。

演習に於て行動を規正し、危険を豫防し或は土地に損害を及ぼさぬため夫れ夫れ守るべきことがある。以下之を述べる。

一、演習規定のため次に示す記號が用ひらるる、之に應する動作は各項に就て示す通である。

1 演習中止 「氣を著け」「止れ」の號音

右の號音を聞いたならば現在する位置に其儘の姿勢を以て嚴に止まらねばならぬ、單獨に行動する斥候等も亦其通である、然し止つた土地が甚しく衛生上

有害の所であるとか或是一般の交通を妨害する所であれば少しは位置を變更しても差支ない。

2 休憩 演習中止の號音の後「休め」の號音

右の號音があれば最寄、最寄に又銃休憩してよい、又分隊毎に併合して又銃しても差支ない。

3 演習再興 「氣を著け」「前へ」の號音

右の號音があれば對敵行動を始める。

4 解散 「解れ」の號音

右の號音は演習の終了を意味する、幹部の指示に従ひ動作すべきである、又「集合」の號音があれば直に集合すること申迄もない。

二、服装を變へて敵を偽て敵線内に入り又演習に關係なき第三者例へば地方人民に就て敵情を探知する等非實戰的

のことは嚴禁である。

三、敵に五十。以内接近して後空包を發射することは危險であるから嚴禁である、五十米以内にて射擊する必要あるときは空包を用ひず空撃すべきである。

四、突擊に方ては對抗する兩軍二十米以内に接近することは嚴禁である、若し二十米に接近したならば別に命令なくとも銃を構へて停止すべきである、若し演習上其以内に接近するを必要とするときは其旨、規定せらるべきであつて、別に規定せられねば二十米以内に接近してはならぬ。

五、夜間の演習に於ては特に規定せらるる場合の外劍を著けない、又空包を發射するときは萬一の危険を慮り銃口を上に向けて射撃すべきである。

六、審判官（左腕に白の腕章を纏ふ）は非實戰的行動を戒め或は勝敗を判定する等神聖の任務に服する者であるから、其制止又は判決には何人と雖絶対に服従せねばならぬ。

七、神社、佛閣及墓地を尊重し、田、畑、果樹園其他耕作物、樹木等に損害を與へぬやうに注意せねばならぬ、又道路、堤防、牆壁等を破壊し又は通路を阻絶する等は嚴禁である、實戰に於て此等に工事を加ふべき情況であるならば其旨を傍に掲示して實際の工事に代ふべきである。

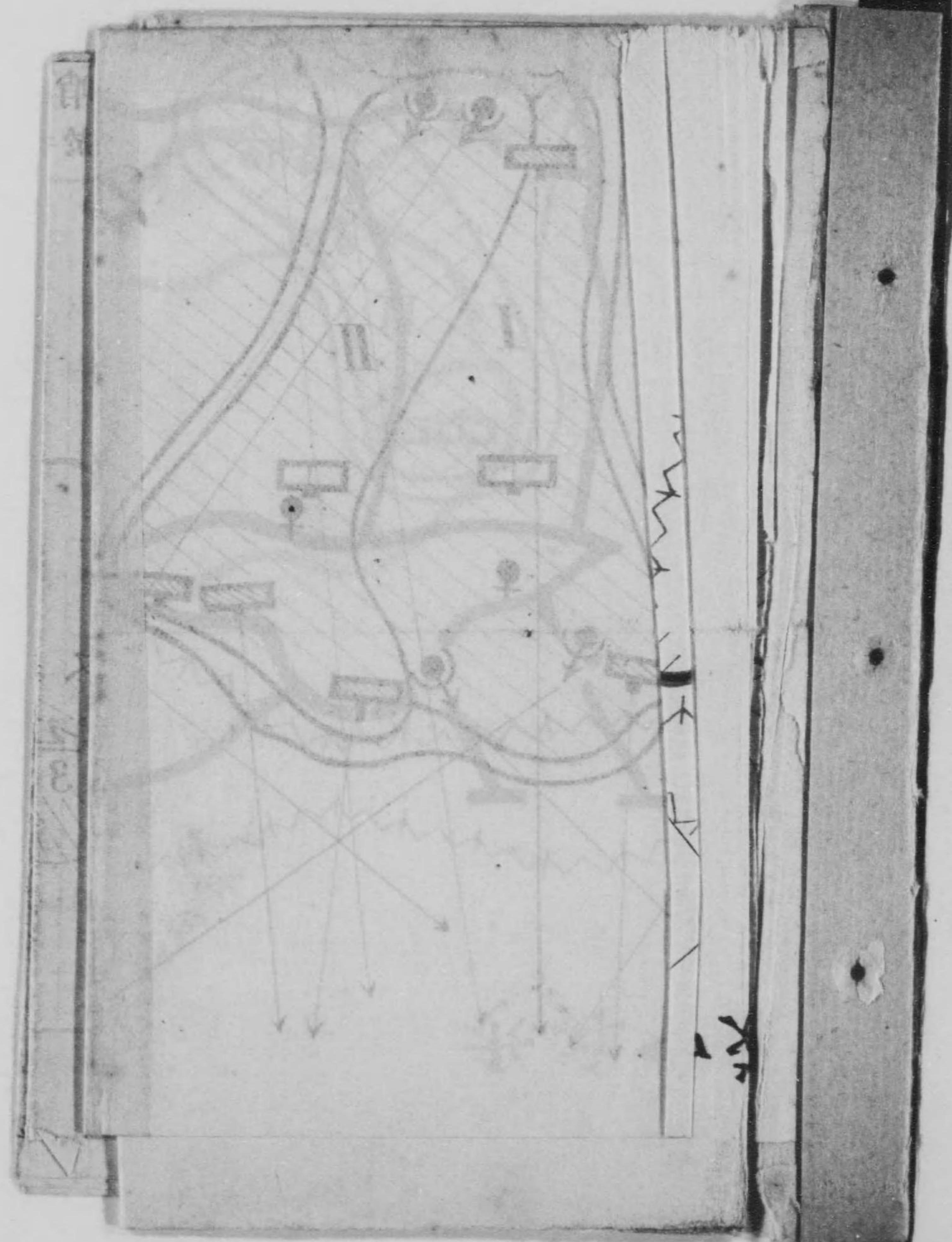
八、鐵道線路等の通過は一般の規則に従ひ踏切以外を通過してはならぬ。

九、鐵道線路の附近にて信號用の旗を用ふるときは鐵道の信號と間違はれぬやうに注意せねばならぬ。

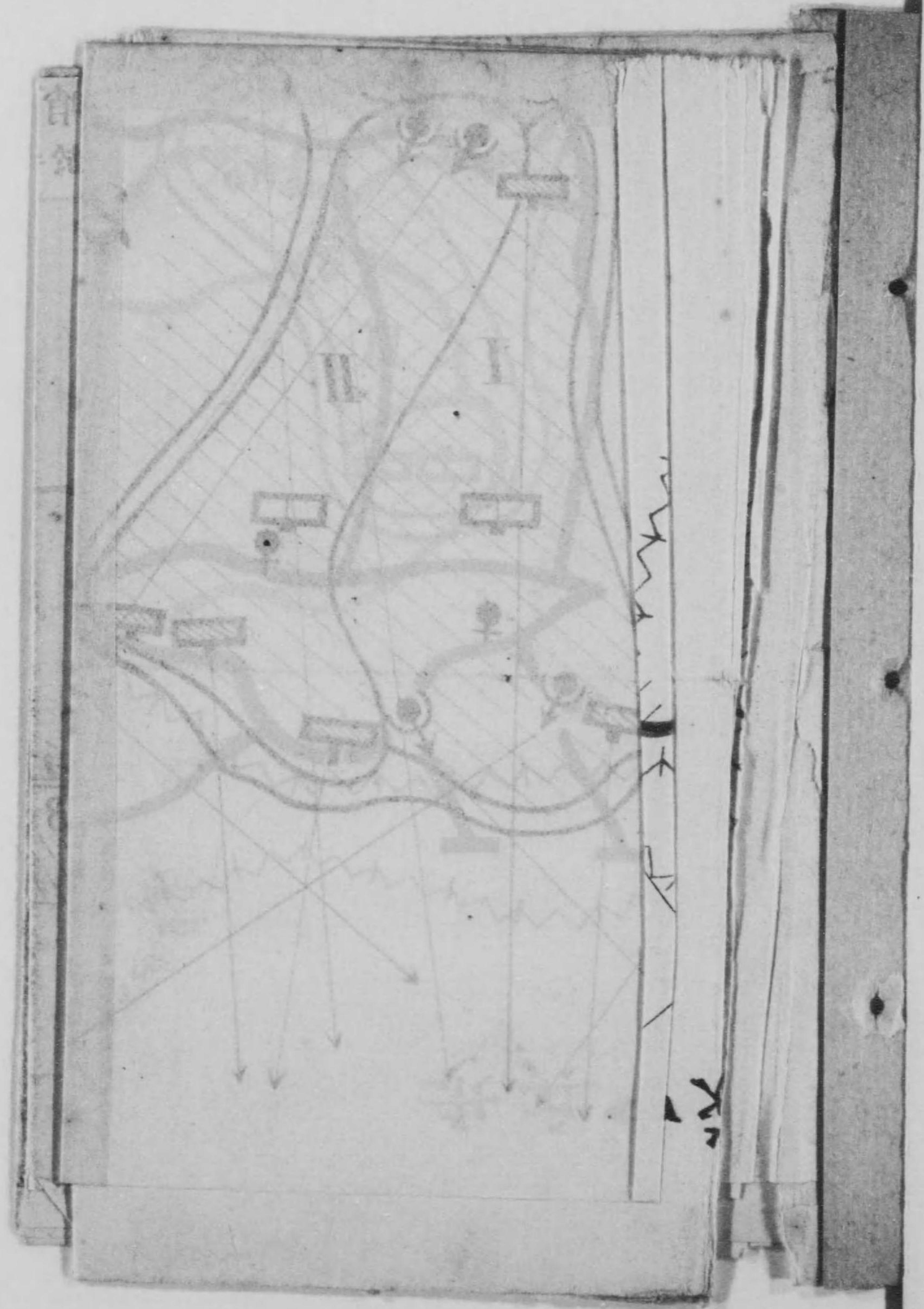
十、敵となつて居る者を捕へ或は其携へて居る物品を奪ふ等は嚴禁である、敵の使用して居る武器等を故らに破壊することも亦同じである。

右に陳べた事項を確實に守ると否とは演習に從事する者の規律節制の如何を表明するものである、我軍隊に於ては之を演習軍紀と稱へ軍紀の張弛をトする有力なる材料として居る、教養あり、自覺ある學生生徒諸子に在ては平素の修養に依て規律を柰り節制を缺く如き行動は固よりあるべき筈でないが、對抗演習となつて互に競争心が高まり、敵愾心が昂ぶると血氣に奔り危害を招く等のことがないとも限らぬから、特に相戒め學生生徒たるの品位を全ふする心掛が大切である。

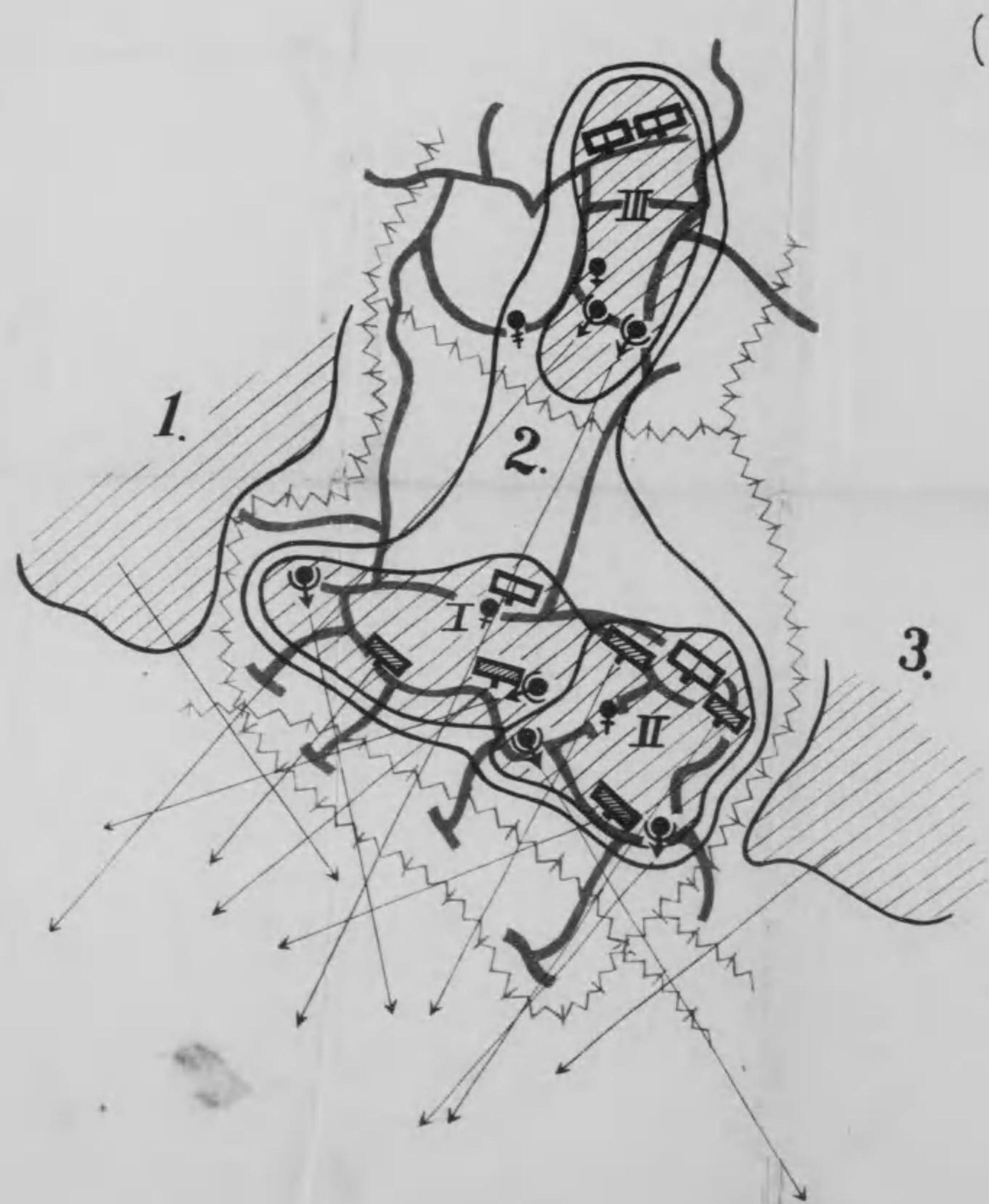
教練の指針 終



欠



步兵陣隊佔地領之例一



附圖第三

甲 小哨配置ノ報告ノ一例
(通信紙へ記載ノ一例)

著者	前哨第一中隊長	發月日午時分	七月一日午後六時十分
報告者	某大尉殿	地信發者	於三叉村北端三叉路
第一號	某少尉	第一小哨長	
一、敵情ニ就テ新報ヲ得ス			
二、午後六時裏面要圖ノ如ク配置終ル			
三、A村小哨ト午後五時三十分 第二小哨ト同五時四十五分連絡ス			
午後六時第二小哨西北方五百米森林ニ敵ノ騎兵斥候侵入セルノ通報ニ接ス			
四、地形ニ關シテハ要圖註記ノ如シ			
五、人員 將校一、下士以下五十六 計五十七名			

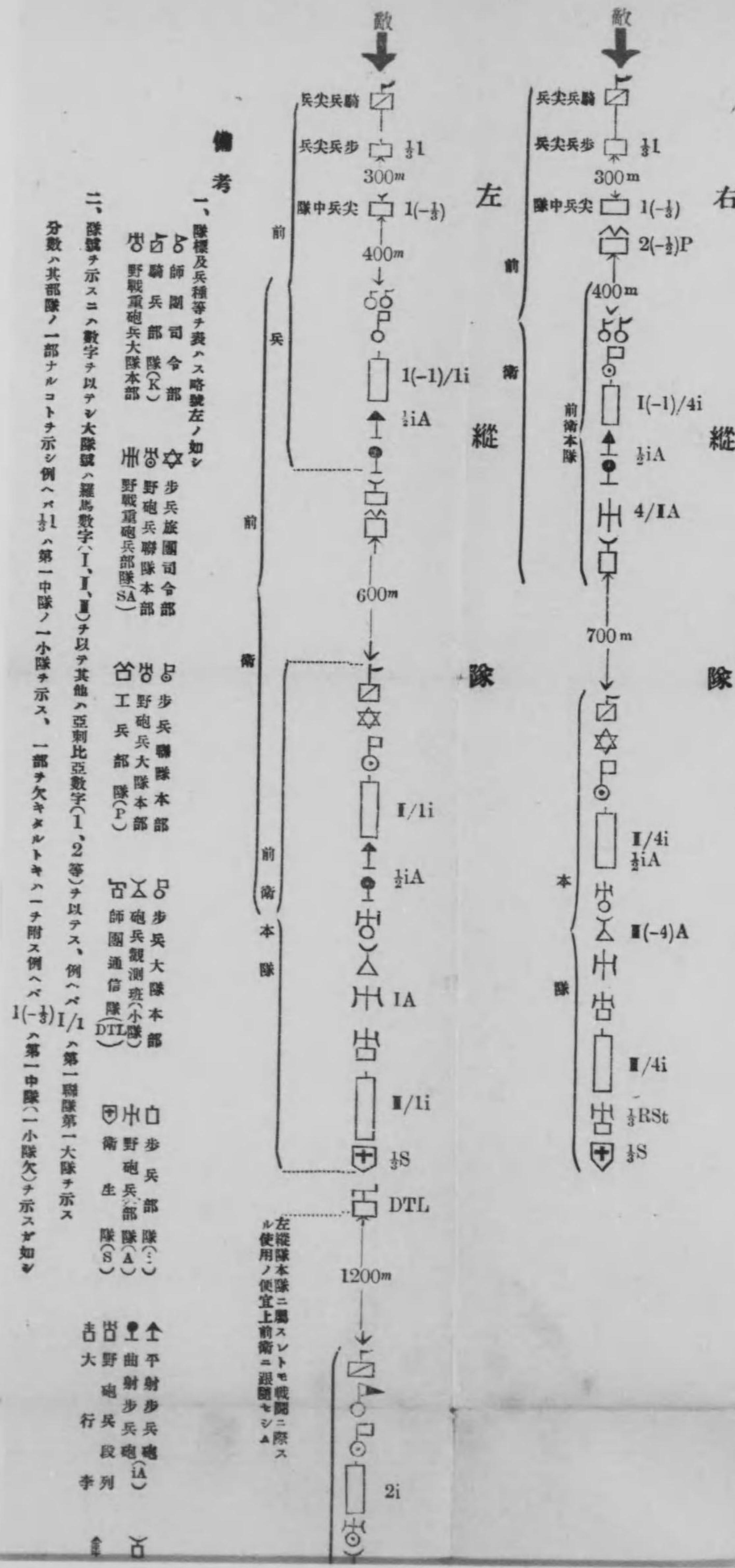
N ↑

約 20,000

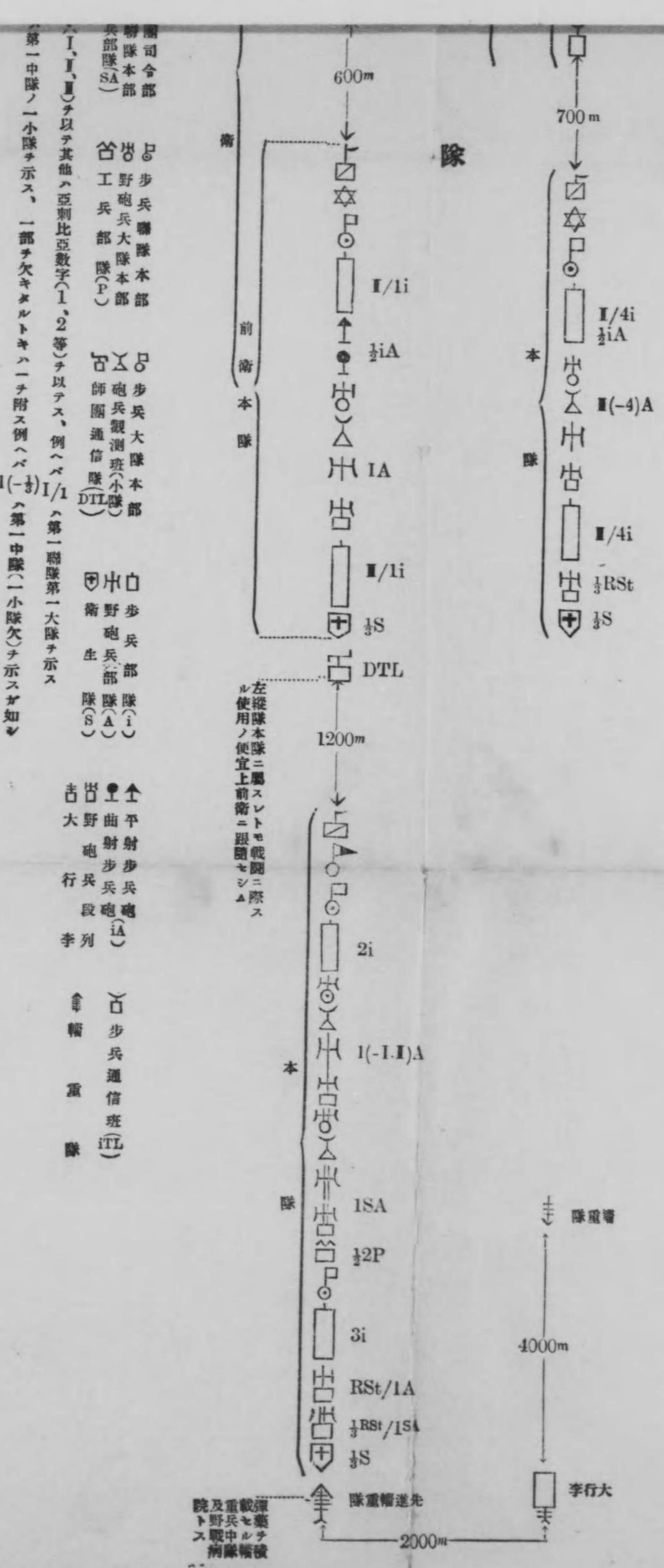
乙 (要圖ノ一例)
至 A 村北方



(附圖第四) 一二縱隊トナリ前進スル師團戰備行軍ノ一例



團戰備行軍ノ一例



廢物場

m

大群率



m000

發行所

名古屋偕行社

電話 恒一三八五番
振替名古屋七〇一三番

名古屋市中區矢場町一ノ切十六番地
志 田 繁 次 郎
野 田 集 繁 社
印刷所

名古屋市西區南外堀町六丁目一番地

電話 本三六九五番

不許
複製

大正十四年九月十五日印刷
大正十四年九月十八日發行
編 者 森 五 六
教練の指針
(定價大拾五錢)

276
372

終

